

新潟市水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟市水道事業管理者

水道局長 佐藤 隆司

新潟市水道局管理規程第3号

新潟市水道局分課規程の一部を改正する規程

新潟市水道局分課規程（平成19年新潟市水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び室」を「、室及び事務所」に改める。

第2条第3項を次のように改める。

3 水道研修センター及び浄水場を機関とする。

第3条を次のように改める。

（部，課等及び係）

第3条 局に次に掲げる部を，部に次に掲げる課等を，課等に次に掲げる係を置く。

総務部

経営管理課

総務課 総務係 職員係

経理課 経理係 契約係

営業課

技術管理室

中央料金事務所

秋葉料金事務所

技術部

計画整備課

管路課第1課 管理係 幹線整備係 給配水係

管路第2課

浄水課 管理係 施設係

水質管理課

中央工事事務所 管理係 改良係 維持係 保全係

秋葉工事事務所 管理係 給水係 改良係 維持係

北工事事務所

西蒲工事事務所

2 総務部総務課に広報・人材育成室を置く。

第4条経営企画部の項を削り、同条総務部総務課の項の前に次のように加える。

経営管理課

- (1) 部の事務事業の総合調整に関すること。
- (2) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (3) 事業経営に係る基本計画の施策・事務事業の目標管理及び評価に関すること。
- (4) 事業経営に係る重要施策の調査研究及び企画に関すること。
- (5) 水道事業経営審議会に関すること。
- (6) その他事業経営に係る資料の収集、調査及び研究に関すること。
- (7) 防災対策及び危機管理に関すること。
- (8) 環境対策の計画及び推進に関すること。
- (9) 特命事項に関すること。
- (10) 財政統計（経営分析指標の作成を含む。）及び財政計画に関すること。
- (11) 予算編成及び執行監督に関すること。
- (12) 業務状況説明書及び事業報告書の作成に関すること。
- (13) 企業債の借入及び償還に関すること。
- (14) 剰余金の処分及び積立金に関すること。

(15) 固定資産の管理及び運用に関すること。

(16) 課の庶務に関すること。

第4条総務部総務課総務係の項第1号中「部の事務事業」を「課の所管事務事業」に改め、同項第16号中「局内他課」を「部の他の課」に改める。

第4条総務部経理課の項第1号中「課の所管事務に係る」を「課の所管事務事業の」に改める。

第4条総務部営業課の項第1号を削り、第5号を第4号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り上げ、同項に第5号として次の1号を加える。

(5) 料金事務所の検針及び徴収に関する事務の調整に関すること。

第4条技術部の項の前に次のように加える。

#### 中央料金事務所

(1) 検針及び徴収に関する事務の委託に関すること。

(2) 水道使用の申込みその他水道使用関係諸届の受理に関すること。

(3) 水道使用量及び下水道使用量の計量、認定及び苦情処理に関すること。

(4) 水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料の清算に関すること。

(5) 水道メーターの弁償に関すること。

(6) 使用済み水道メーターの受取及び整理に関すること。

(7) 水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料その他諸収入金の徴収及び還付に関すること。

(8) 水道料金その他諸収入金の滞納整理並びに下水道使用料及び公設浄化槽使用料の督促に関すること。

(9) 停水処分に関すること。

(10) 所の庶務に関すること。

秋葉料金事務所

- (1) 検針及び徴収に関する事務の委託に関すること。
- (2) 水道使用の申込みその他水道使用関係諸届の受理に関する  
こと。
- (3) 水道使用量及び下水道使用量の計量、認定及び苦情処理  
に関すること。
- (4) 水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料の清算に関すること。
- (5) 水道メーターの弁償に関すること。
- (6) 使用済み水道メーターの受取及び整理に関すること。
- (7) 水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料その他諸収入金の徴収及  
び還付に関すること。
- (8) 水道料金その他諸収入金の滞納整理並びに下水道使用料及び公設浄化槽  
使用料の督促に関すること。
- (9) 停水処分に関すること。
- (10) 専用公印の看守に関すること。
- (11) 庁舎の維持管理に関すること。
- (12) 所の庶務に関すること。

第4条技術部の項の次に次のように加える。

計画整備課

- (1) 部の事務事業の総合調整に関すること。
- (2) 事業認可に関すること。
- (3) 水資源の確保に関すること。
- (4) 水需要予測に関すること。
- (5) 給水区域に関すること。
- (6) 水道施設の長期計画及び水道施設の計画の調整に関すること。

- (7) 水道施設の整備（新設、更新、耐震及び撤去をいう。）の基本計画に関するすること。
- (8) 水道施設の調査及び研究に関すること。
- (9) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に関連する事務の総括に関すること。
- (10) 管路に係る事業及び統計の総括に関すること。
- (11) 管路計画（管路の新設、更新及び耐震化の計画をいう。）の総括に関するすること。
- (12) 管路の調査及び研究に関すること。
- (13) 配水管理に係る計画及び調整に関すること。
- (14) 水道施設（管路を除く。）の整備（新設、更新、耐震及び撤去をいう。）の実施計画に関すること。
- (15) 水道施設（管路を除く。）の整備（新設、更新、耐震及び撤去をいう。）に係る設計、施行及び監督に関すること。

第4条技術部管路課の項中「管路課」を「管路第1課」に改める。

第4条技術部管路課管理系の項を次のように改める。

管理係

- (1) 課の所管事務事業の調整に関すること。
- (2) 水道技術管理者の業務に係る事項の総括に関すること。
- (3) 消防用水負担金、消火栓維持管理負担金、消火栓設置負担金その他諸収入金の徴収及び還付に関すること。
- (4) 工事費の精算に関すること。
- (5) 配水管の取得報告に関すること。
- (6) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (7) 日本水道協会新潟県支部の委託事務に関すること。

- ( 8 ) 断水広報の総括に関する事。
- ( 9 ) 道路占用の総括に関する事。
- ( 1 0 ) 占用許可の更新に関する事。
- ( 1 1 ) 配水管工技能講習会の運営に関する事。
- ( 1 2 ) 課および計画整備課の庶務に関する事。
- ( 1 3 ) 部の他の課の所管に属しない事項に関する事。

第 4 条技術部浄水課の項の前に次のように加える。

管路第 2 課

- ( 1 ) 加入金その他諸収入金の徴収及び還付に関する事。
- ( 2 ) 工事費の精算に関する事。
- ( 3 ) 配水管の取得報告に関する事。
- ( 4 ) 給水装置工事の申込みその他諸届の受理に関する事。
- ( 5 ) 老朽配水支管の更新、重要施設向け配水管の耐震化及び配水支管整備に係る工事の設計、施行及び監督に関する事。
- ( 6 ) 給水装置工事の相談受付及び審査に関する事。
- ( 7 ) 新規給水要望等に係る配水管布設工事の相談受付及び協議並びに設計、施行及び監督に関する事。
- ( 8 ) 開発行為等に係る工事の審査及び指導に関する事。
- ( 9 ) 水道メーター（新規に流量制御装置付ガasketを取り付けるものに限る。）の取付けに関する事。
- ( 1 0 ) 水道管路施設情報の閲覧指導に関する事。
- ( 1 1 ) 給水装置工事の検査に関する事。
- ( 1 2 ) 給水装置の調査及び指導に関する事。
- ( 1 3 ) 貯水槽水道の衛生管理指導に関する事。
- ( 1 4 ) 水道メーターの払出及び整理に関する事。

(15) 課の庶務に関すること。

第4条技術部浄水課管理系の項第1号中「所管事務に係る」を「所管事務事業の」に改める。

第4条技術部水質管理課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条技術部水質管理課の項の次に次のように加える。

#### 中央工事事務所

##### 管理係

- (1) 所の所管事務事業の調整に関すること。
- (2) 工事補償金その他諸収入金の徴収及び還付に関すること。
- (3) 工事費の精算に関すること。
- (4) 配水管の取得報告に関すること。
- (5) 修繕工事に係る棚卸資産の管理に関すること。
- (6) 所の庶務に関すること。

##### 改良係

- (1) 配水管の維持管理に伴う改良工事の調査、計画、設計、施行及び監督に関すること。
- (2) 他事業に関連する配水管工事の計画、設計、施行及び監督に関すること。
- (3) 配水調整の実施に関すること。
- (4) 鉛製給水管更新の調査及び施行に関すること。
- (5) 水道メーター（鉛製給水管の更新を伴うものに限る）の取替に関すること。

##### 維持係

- (1) 配水管の維持修理に関すること。